

## 4月から第3子優遇事業の対象に「所得制限」を追加

【問】市子育て支援課子育て支援係 (☎77・8523)

市は、第3子以降の児童を養育している保護者に対し、経済的負担の軽減を図る目的で、独自に「第3子優遇事業」を実施しています。

第3子優遇事業の対象である「小学6年生(修了前まで)以下の子どもが3人以上いて、3人目以降の子どもが小学校就学前(5歳以下)である世帯」に、今年度から新たに「所得税非課税世帯」という条件が加わります。

これは、昨年の広報やなわ4月1日号でもお知らせしましたが、昨年度は保護者の所得に関わらず、保育料の半額免除や幼稚園などの利用料の半額助成、児童を在宅で保育している家庭には「第3子手当」として月額5000円を支給することになりました。さらに、今年度から所得税非課税世帯という所得制限をこれまでの対象に追加したものです(下表参照)。

ただし、保育料の未納や滞納があると第3子優遇事業の対象外となりますのでご注意ください。

申し込み、問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係まで。

### ●23年度からの第3子優遇事業の内容(保育料の未納や滞納がある場合は対象外)

対象	認可保育園	認可幼稚園	障害児通園施設	認可外保育施設など	在宅児
小学6年生(修了前まで)以下の子どもが3人以上いる所得税非課税世帯で、3人目以降の子どもが小学校就学前(5歳以下)	保育料を半額免除	保育料のうち、就園奨励費を除いた第3子優遇事業費半額助成	利用者負担金を半額助成(月額1万円を限度)	利用料の半額に対して、「保育施設等利用手当」(月額1万円を限度)を支給	月額5000円の「第3子手当」を支給

市は、小学校就学前の乳幼児に対して乳幼児医療費助成制度を行っています。今年4月から小学1年生から3年生の児童についても医療機関へ入院した場合に限り、市独自で医療費の助成を行います。

●助成内容 今年4月診療分から入院に伴う医療費の自己負担分のうち、1医療機関ごとに1日あたり500円(月7日間まで)を超えた分を助成(食事代、居住費などの医療保険が適用されない分は除く)

●申請方法 医療機関が発行する領収証、印鑑(認め印可)、児童の健康保険証、保護者の口座番号などが分かるものを持って、市役所柳川庁舎健康づくり課や大和・三橋庁舎市民サービス課で申請を

※保護者に対する所得制限があります。  
※高額療養費に該当する場合は差額分の支給になりますので、該当すると思われる場合は事前に問い合わせください。

※小学校1年生から3年生の児童の乳幼児医療証は交付しません。

問い合わせは、市健康づくり課医療係(☎77・8503)まで。



## 小学1～3年生の入院医療費助成始めます

児童扶養手当と特別児童扶養手当は、今年4月分から、消費者物価の下落により手当額が次のとおり改定になります。そのため、8月期分の手当から振込額が変わりますのでご注意ください。また児童扶養手当の4月期分の振込日は、4月11日(月)です。

### ●児童扶養手当(児童1人の場合)

23年3月分まで	所得に応じて月額 41,720円～9,850円
23年4月分から	所得に応じて月額 41,550円～9,810円

※児童扶養手当は、父母の離婚によるひとり親家庭などに手当を支給し、生活の安定を図り自立を促す制度です。

### ●特別児童扶養手当(児童1人につき)

23年3月分まで	月額50,750円(1級) 月額33,800円(2級)
23年4月分から	月額50,550円(1級) 月額33,670円(2級)

※特別児童扶養手当は、精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童の福祉の増進を図る制度です。

問い合わせは、市子育て支援課児童家庭係(☎77・8522)まで。

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定

## 結婚サポートセンターがあなたの出会いを応援します

【問】柳川・みやま結婚サポートセンター「なかだつあん」(☎77・8787)



市では、独身の男女へ出会いの場を提供しようと、昨年7月1日から「柳川市結婚サポートセンター」を運営しています。

「そして、4月1日からは、「柳川・みやま結婚サポートセンター」に名称を変更し、みやま市と共同で運営します。みやま市の加入により出会いのチャンスがますます広がります。

同センターでは、経験豊富な専門スタッフが対応しますので、気軽にお問い合わせください。

●開所日時 毎週月曜日と木曜日(日曜日、正午～午後7時(毎週火曜日と水曜日、年末年始は休み)

●場所 市立大和公民館2階(場所は今までと同じ)

●事業内容 結婚相談、パ

トナーの紹介、出会いのパーティーの開催など

●登録条件 ▽男性Ⅱ市内かみやま市に住所がある、または勤務する20歳以上の独身者▽女性Ⅱ20歳以上の独身者(市内外は不問)

●登録料 3000円(登録した日から2年間有効。成婚料などそのほかの費用は不要。ただし、パーティーの参加費用は自己負担)

●登録方法 登録料、写真、免許証などの住所が確認できるもの、保険証などの勤務先が確認できるもの、印鑑を持参して、同センターに備え付けている申請書類に必要な事項を記入し登録者本人が直接申し込みを

※申請書類は、市ホームページでもダウンロードできます。



昨年9月に完成したご当地体操の名称が「チョッキン体操」に決定しました。

この体操は、市出身の詩聖・北原白秋が作詞した童謡「あわて床屋」に合わせて作った体操で、名称を2月15日から28日にかけて募集。130人から応募があり、最も多かったのが「チョッキン体操」で25人から応募がありました。応募者の中から抽選で、皿垣小学校4年の清松諒翼くんを命名者に決定しました。清松くんには副賞として体重計や柳川温泉「南風」の温泉利用券などが贈られます。また、ほかの応募者全員の中から抽選で19人に健康グッズを贈ることになっています。

問い合わせは、市健康づくり課健康係(☎77・8536)まで。

## 「ご当地体操の名前「チョッキン体操」に決定

楽しく自分の食生活を見直す「減る脂〜健康教室」を開催します。今の食生活や健康について「このままではいけないと分かってはいるけど、どうしていいのかわからない」と思っている人は、教室に参加してみませんか。5年後、10年後、20年後も健康な生活を維持するために第一歩を踏み出しましょう。

●日時 ①4月15日(金)、午前10時～正午②4月27日(水)、午前10時～午後1時③5月13日(金)、午前10時～午後1時

●会場 水の郷

●内容 ①今の自分をチェック②どのくらい食べたらいいか計算してみよう③みんな生活習慣病予防について実践してみよう(②③は調理実習と試食あり)

●対象 20歳～64歳までの市民で3回とも参加できる人

●持ってくるもの 調理実習時材料代300円程度、筆記用具、電卓など

●申込締切 4月13日(水)

申し込み、問い合わせは、市健康づくり課健康係(☎77・8536)まで。

## 減る脂〜健康教室で食生活をヘルシーに